

番号	① (大阪市児童相談所に保護を求めたのに速やかに保護しなければならない案件を機能させるための陳情書)
項目	<p>○大阪市児童相談所が自殺すると相談受けたら即一時保護すること。</p> <p>○大阪市児童相談所には、自殺・殺害が一切わからない組織であるのだから、一度児童相談所が関わった子どもについては、1か月に1回、子どもと面会し、継続的な調査を行い、面会を阻止される場合は、臨検（強制家宅捜索みたい）を家庭裁判所に手続きし、強制的に子どもと面会し調査すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>こども相談センターでは、虐待にかかるこどもの一時保護に関しては、こども家庭庁の「子ども虐待対応の手引き」をふまえ、当事者が保護を求めており当事者の訴える状況がさし迫っている場合には緊急一時保護を検討することとして相談対応にあたっているところです。</p> <p>また、同じく「子ども虐待対応の手引き」をふまえ、家庭復帰後6か月間は家庭訪問やこども相談センターへの来所等での指導を行っています。6か月を経過してもなお虐待再発が懸念されるような場合は、期間を延長して指導を継続することもあります。なお、指導終了後もこどもが所属している学校園等に見守りを依頼しています。</p> <p>こどもの安全確認ができない場合は、こどもの状況を把握するため、関係機関と連携して対応しています。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	② (大阪市児童相談所に保護を求めたのに速やかに保護しなければならない案件を機能させるための陳情書)
項目	一時保護する基準・施設保護する基準を示すこと
<p>(回答)</p> <p>虐待にかかるこどもの一時保護に関しては、こども家庭庁の「子ども虐待対応の手引き」に記載されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」及び「一時保護に向けてのフローチャート」をふまえ、当該事例の虐待リスクや強みも含めて判断し、こども相談センター内の受理会議において組織的に判断しているところです。</p> <p>また、法改正により令和7年6月から一時保護時の司法審査が導入される予定で、一時保護の要件が法令において具体的に定められたところです。</p> <p>施設入所については、「子ども虐待対応の手引き」に記載の「在宅援助の条件」をふまえ、こども相談センター内の援助方針会議において方針決定しています。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	③ (大阪市児童相談所に保護を求めたのに速やかに保護しなければならない案件を機能させるための陳情書)
項目	常に親権がない親を調査し、どちらの親が子どもにとっての最大の利益になるのか、子どもの意思も第三者機関と確認しながら、親権の変更を家庭裁判所へ手続きすること。
<p>(回答)</p> <p>児童相談所長には、親権変更申立ての権限はありません。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	1 (児童相談所一時保護の子ども 虐待認定前の面会制限に関する陳情書)
項目	<p>一時保護等された児童との面会・電話・手紙等の通信について、児童虐待案件以外は制限しないこと。また、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 児童が求め、民間団体等の第三者が求めた場合、原則、面会・電話・手紙等の通信は認めること。</p> <p>(2) 面会・電話・手紙等は、虐待を疑われる保護者ではない保護者・兄弟姉妹・親戚・友達について自由に認める。</p> <p>(3) 面会は、調査中であってもすぐに面会させ、自動の不安を解消すること。また、週1回は面会させること。</p> <p>(4) 手紙の検閲・添削をやめること。</p>
<p>(回答)</p> <p>一時保護は、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又はこどもの心身の状況、そのおかれている環境その他の状況を把握するため行うものです。</p> <p>一時保護されたこどもの面会については、こどもの権利保障の観点から、こどもの最善の利益に反する場合を除いては、保障する必要があると考えています。面会以外の手紙等による通信についても、同様に一時保護の目的に則して個別に判断しています。</p> <p>面会・通信を行うことが適切な保護を図るために支障があると判断した場合は、行政指導としてこどもや保護者にその理由を丁寧に説明したうえで理解を得るようにし、それでも保護者の理解を得られない場合は行政処分として面会・通信を制限することとしています。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	2（児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書）
項目	児相における一時保護及び施設保護の基準を定めること。
<p>（回答）</p> <p>虐待にかかるこどもの一時保護に関しては、こども家庭庁の「子ども虐待対応の手引き」に記載されている「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」及び「一時保護に向けてのフローチャート」をふまえ、当該事例の虐待リスクや強みも含めて判断し、こども相談センター内の受理会議において組織的に判断しているところです。</p> <p>また、法改正により令和7年6月から一時保護時の司法審査が導入される予定で、一時保護の要件が法令において具体的に定められたところです。</p> <p>施設入所については、「子ども虐待対応の手引き」に記載の「在宅援助の条件」をふまえ、こども相談センター内の援助方針会議において方針決定しています。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	3 (児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書)
項目	児相が施設入所等の措置を要すると認めるときは、児童に弁護士を代弁者として許可すること。また、民間団体等の第三者と当該児童の意見を最大限尊重すること。
<p>(回答)</p> <p>こども相談センターは、こどもの意見を尊重しつつ、常にこどもの最善の利益を優先して考慮し、相談援助活動を行っています。</p> <p>施設入所を含め、援助方針を作成する際には、児童福祉司等が調査・診断・判定を行い、こどもや保護者の意向を聴取しています。</p> <p>こどもや保護者の意に反して施設入所の措置を行う場合には、児童福祉法施行令第32条第1項に基づき、児童福祉審議会の意見を聴取しています。</p> <p>こども本人や親権者が弁護士をこどもの代理人とすることについて、こども相談センターが妨げることはありません。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	4（児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書）
項目	児相が児童虐待があると思料するときは、刑事訴訟法第 239 条に基づき漏れなく告発すること。
<p>（回答）</p> <p>本市では令和 3 年度から、こども相談センターで受理した児童虐待の疑いを含む通告全件について警察と定期的に情報共有を行っています。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	5（児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書）
項目	親子の再統合に配慮し適切に行うため、児童虐待への対応は、原則、①出頭要求等、②立入調査等、③再出頭要求等、④臨検・捜索等の順番で実施し、緊急保護は最後の手段とすること。
<p>(回答)</p> <p>虐待ケースの調査においては、こどもの安全確認及び安全確保を第一に考える必要があり、必要に応じて、立入調査、出頭要求、一時保護などの対応をとっています。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	6（児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書）
項目	<p>一時保護された児童との面会・電話・手紙等の通信について、児童虐待案件以外は制限しないこと。また、次の事項を実施すること。</p> <p>（1） 児童が求め、民間団体等の第三者が求めた場合、原則、面会・電話・手紙等の通信は認めること。</p> <p>（2） 面会・電話・手紙等は、虐待を疑われる保護者ではない保護者・兄弟姉妹・親戚・友達について自由に認める。</p> <p>（3） 面会は、調査中であってもすぐに面会させ、児童の不安を解消すること。また、週1回は面会させること。</p> <p>（4） 手紙の検閲・添削をやめること。</p>
	<p>（回答）</p> <p>一時保護は、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又はこどもの心身の状況、そのおかれている環境その他の状況を把握するため行うものです。</p> <p>一時保護されたこどもの面会については、こどもの権利保障の観点から、こどもの最善の利益に反する場合を除いては、保障する必要があると考えています。面会以外の手紙等による通信についても、同様に一時保護の目的に則して個別に判断しています。</p> <p>面会・通信を行うことが適切な保護を図るために支障があると判断した場合は、行政指導としてこどもや保護者にその理由を丁寧に説明したうえで理解を得るようにし、それでも保護者の理解を得られない場合は行政処分として面会・通信を制限することとしています。</p>
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	7（児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書）
項目	児相は、保護前から保護後まで、保護者及び児童のサポートを行うこと。
<p>（回答）</p> <p>児童相談所における相談援助活動は、すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、こども及びその家庭等を援助することを目的としています。</p> <p>こどもを一時保護することなく調査を行い、こどもや保護者に指導を行うケースも少なくありません。</p> <p>また、一時保護や施設入所となった場合にも、こどもと保護者の意向を確認しながら、家庭での養育が可能となるようこどもと保護者の支援を行っています。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	8（児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書）
項目	要対協議会は、それぞれの機関が児童の意見を直接聴取し、親と子の面談もそれぞれの機関で実施すること。
<p>（回答）</p> <p>各区の要保護児童対策地域協議会においては、児童に直接関わりのある機関が参加し、役割を分担しながら支援を行っております。必要に応じて各機関で児童からの意見聴取や保護者等との面談により状況を確認し、支援に必要な情報の共有を図っております。引き続き要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組んでまいります。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部管理課児童支援対策グループ 電話：06-6208-8867

番号	9（児童相談所での児童の環境改善に関する陳情書）
項目	養子縁組は国内のみとし、成人までの生存の追跡調査を至急実施すること。
<p>（回答）</p> <p>本市においては、国内の養子縁組を希望する候補者からマッチングを行っています。</p> <p>家庭裁判所が特別養子縁組を認め実親子としての法的身分が確定し、実親子として生活するこどもに対し、成人まで生存の追跡調査を実施することは法的根拠がありません。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	(学校教育における児童福祉の改善の陳情書)
項目	<p>1 児童虐待の把握のため、次の取り組みをすること。  公立・私立学校で行われている自殺願望・いじめ関係のアンケートに、児童虐待の有無を追加すること。</p> <p>2 児童の行方不明者が令和2年全国年間14,587人あります。早急に対策を検討していただきたい。  児童相談所（以下児相という）に保護された児童について</p> <p>3 児相にスクールカウンセラーからの通報が目立つ。児相に通報する前に、親と協議をし、サポートをすること。家庭環境の改善が見込めない場合、児相に通報してほしい。</p> <p>4 教育を受けられない児童が見受けられる。在学中は、教育を確実に実施すること。</p> <p>5 児相に保護されても、児童の意見を直接先生や学校関係者が定期的に児童に面会し確認してほしい。  （広島での一時保護所での自殺もあります。）</p> <p>6 児相に保護されたとしても、保護者と家族環境改善について協議し、在学中は児童と親の精神的サポートしてほしい。  （1）親に対して児相が対応するので学校に来ないでと言わないでほしい。  （2）児童虐待で保護される児童が、事実の証拠がなく保護されることは、児童の生活環境を急変させ、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く精神的ダメージを与え取り返しのつかない可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。（面会や手紙・電話等通信の機会を奪わないでほしい。）</p> <p>① 児童に親権のある親と会わせない、親権のある祖父母・兄弟姉妹と会わせないことは、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。</p> <p>② 児童に親権のない親と会わせない、親権のない祖父母・兄弟姉妹と会わせないことは、精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。</p> <p>③ 児童の友達や関係者と会わせないことは精神的に不安定にさせ、そのことは不安が生涯続く可能性があるため、会わせるように児相と協議してほしい。</p> <p>④ スマートフォンや携帯電話を没収しないで、毎日1時間でも自由に使わせるように児相と協議してほしい。子どもは犯罪者でないから。</p> <p>7 児相では虐待の疑いで保護され、虐待の事実を特定することはしないため、学校が病院に確認し特定できなければ児相に事実確認を特定し情報共有するよう協議してほしい</p>

	い。
	<p>(回答)</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、これまで、各校園における児童相談所等の関係機関との緊密な連携による児童虐待への対応の推進に努めてまいりました。</p> <p>各校で実施している「いじめについてのアンケート」について、関係する記載があった際には、悩みや相談内容について真摯に対応するよう周知しております。加えて、長期欠席の児童生徒の扱いについて、病気やけがなどの正当な理由がなく欠席が連続している場合には、児童生徒の状況を担任から管理職へ報告し、対面を原則とした確認ができていない場合には、区役所などの関係機関と適切に対応するよう指示しているところです。</p> <p>学校から児童相談所への通告については、学校は児童福祉法等の関係法令に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者はすべて、速やかに児童相談所等に通告しなければならない義務を負うことから、教育委員会といたしましても、各校園における適切な対応の推進に努めております。</p> <p>児童福祉施設に在籍する子どもへの学習の実施、親族との面会や、児童相談所へ保護される際の虐待に関する事実確認等の扱いについては、児童福祉法等の関係法令に基づき、児童相談所等の福祉施設において、適切に判断・実施されるものと、教育委員会としては認識しております。</p> <p>児童相談所に在籍する子どもの保護者対応については、それぞれの状況により必要に応じて関係機関と連携しながら対応するよう学校に指導助言を行っております。</p> <p>引き続き、各校園における児童福祉法等の関係法令に基づいた児童相談所等の関係機関との緊密な連携の推進に努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局指導部教育活動支援担当生活指導 電話：06-6208-9174

番号	6 (1) (2) (別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備等に係る陳情)
項目	<p>(1) 外国人との特別養子縁組を禁止すること</p> <p>(2) 特別養子縁組後、18歳まで生存確認や特別養子縁組の継続の意思を適宜確認すること</p>
<p>(回答)</p> <p>(1)</p> <p>本市においては、国内の、養子縁組を希望する候補者からマッチングを行っています。国内の候補者の中には、日本に定住する外国籍の方が含まれることもあります。</p> <p>(2)</p> <p>家庭裁判所が特別養子縁組を認め、実の親子としての法的身分が確定し、実の親子として生活することにも対し、18歳まで生存確認や縁組の継続の意思を確認することは法的根拠がありません。</p>	
担当	こども青少年局中央こども相談センター 電話：06-4301-3100

番号	7（別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備等に係る陳情）
項目	市町村が行っている離婚前勉強会を廃止し、夫婦や子ども等の家事問題解決学習会を開催すること。
<p>（回答）</p> <p>本市において実施している離婚前セミナーは、離婚を選択した場合に、養育費の取り決めなどで知識がないことによる不利益を被らないために必要な事業であると考えており、セミナーの内容については今後のニーズ等をふまえて必要に応じて検討します。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話：06-6208-8034

番号	1～5（フジテレビの性接待についての男女共同参画担当部署の改善について）
項目	<p>1 男女共同参画担当部署として、フジテレビ及びフジテレビ傘下にある企業に対して、性接待等女性であることと使って仕事をさせられることに対して被害現状の報告や対策について報告を求めること。</p> <p>2 男女共同参画担当部署として、フジテレビ以外の他局についても、性接待等女性であることを使って仕事をさせられること等に対して現状の報告や対策について報告を求めること。</p> <p>3 男女共同参画担当部署として、フジテレビ以外の芸能人、テレビ・ラジオ・メディア全般についても、性接待等女性であることを使って仕事をさせられること等に対して、現状の報告や対策について、報告を求めること。</p> <p>4 男女共同参画担当部署として、フジテレビ性接待問題について、全く関係ない感じで静かにしているのは、なぜでしょうか。こういう時に本領発揮するための部署ではないでしょうか。男女共同参画担当部署としての意見を明確にしてください。</p> <p>5 男女共同参画担当部署として、女性であることを使って仕事をさせられることに対して、男女共同参画の立場でどのように対応するべきなのか広報すること。</p>
<p>（回答）</p> <p>大阪市では、全ての人が個性や能力を発揮して自分らしく活躍できる社会の実現に向け、大阪市男女共同参画基本計画を策定して総合的な施策を展開しています。</p> <p>また、男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取り扱いを受けないことなど、男女の人権が尊重されることを旨として行うこととしています。</p> <p>女性に対する性的搾取やセクシュアルハラスメントは、女性の尊厳を著しく傷つけ、男女共同参画社会の実現を妨げる大きな障害となるものです。</p> <p>本市では、こういった観点から、基本計画の基本的方向に「雇用等における女性活躍推進」を掲げ、その取り組みのひとつとして、企業に対し様々なハラスメント防止に向けた啓発に取り組むほか、同じく基本的方向として「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げ、ジェンダーに基づく暴力を容認しない社会規範の醸成に向け、あらゆる機会をとらえた情報発信や啓発を行っています。</p> <p>なお、具体的な取り組みにあたっては、定期的に企業調査や市民意識調査を実施して現状や課題把握に努めており、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて効果的な施策を実施してまいります。</p>	
担当	<p>市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7655</p> <p>市民局ダイバーシティ推進室雇用男女共同参画課 電話：06-6208-9156</p>